きょうだい児の上限額管理に関する請求について

きょうだい児で共通の上限額管理事業所が設定されている場合、きょうだいの利用の合計額で、上限額管理を行います。具体的な例は以下のパターンを参照してください。

上限額管理加算が算定できるのは、受給者証に印字されている1事業所となり、加算対象の障害児は特記事項欄に記載されている者となります。 兄と妹それぞれが請求できるものではありません。また、自動的に適用されるものではなく、「上限額管理(きょうだい児)」と受給者証に印字されている必要があります。

必ず「上限額管理(きょうだい児)」と印字された受給者証を確認した上で、請求してください。<u>従来と異なり、「利用者負担額①」を修正する必要がある場合</u>がありますので、下記例示パターンを参考に、請求をお願いします。

また、<u>兄と妹が同一の事業所に通っている場合、複数の事業所にまたがらないため上限額管理</u>加算は算定できませんが、利用者の申し出があった場合、きょうだい児の上限額管理をお願いします。(この場合も、区役所への申請は必要です。)

○下記例示パターン共通の前提

- ・兄と妹がそれぞれ障害児通所支援の決定を受けている。
- ・A事業所が上限額管理を行う。
- ・上限額管理加算対象児童は、兄である。
- ・利用者負担上限月額は、4,600円である。

パターン 1

兄の利用分で、利用者負担額が上限に達した場合

(※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「1:管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者 負担は発生しない。」)

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入	上限額管理	該当	非該当
	力	管理結果	1	入力不要
	内	利用者負担額①に入力する金額	入力不要	0円
	容	上限額管理加算の請求	可	不可
	金	給付費総額	100,000 円	100,000 円
	額	利用者から徴収する金額	4,600 円	0円
B 事業所 請求方法	入	上限額管理	該当	非該当
	力	管理結果	1	入力不要
	内	利用者負担額①に入力する金額	入力不要	<mark>0円</mark>
	容	上限額管理加算の請求	不可	不可
	金	給付費総額	100,000 円	100,000 円
	額	利用者から徴収する金額	0円	0円

パターン2

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合

(※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「2:利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、 調整事務を行わない。」)

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入力内容	上限額管理	該当	
		管理結果	2	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	利用なし
		上限額管理加算の請求	可	717/11-2
	金	給付費総額	30,000 円	
	額	利用者から徴収する金額	3,000円	
	入力内容	上限額管理	利用なし	非該当
-		管理結果		入力不要
B 事業所 請求方法		利用者負担額①に入力する金額		1,000円
		上限額管理加算の請求		不可
	金額	給付費総額		10,000 円
		利用者から徴収する金額		1,000円

パターン3

兄の利用者負担額のみでは上限月額に達せず、妹の利用者負担額も発生する場合

(※きょうだいで複数事業所を利用 管理結果「3:利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、 調整事務を行う。」)

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入力内容	上限額管理	該当	
		管理結果	3	
		利用者負担額①に入力する金額	入力不要	利用なし
		上限額管理加算の請求	可	ががなし
	金額	給付費総額	30,000 円	
		利用者から徴収する金額	3,000円	
	入力内容	上限額管理	利用なし	非該当
_		管理結果		入力不要
事業所 請求方法		利用者負担額①に入力する金額		1,600 円
		上限額管理加算の請求		不可
	金	給付費総額		30,000 円
	額	利用者から徴収する金額		1,600円

※きょうだいが、同一の1事業所しか使っていない場合

			兄	妹
A 事業所 請求方法	入	上限額管理	該当	非該当
	力	管理結果	$1 \sim 3 \%$	入力不要
	内	利用者負担額①に入力する金額	入力不要	0円
	容	上限額管理加算の請求	<mark>不可</mark>	不可
	金	給付費総額	100,000 円	100,000 円
	額	利用者から徴収する金額	4,600 円	0円

※管理結果については、請求状況に応じて以下のいずれかを選択してください。

1:管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

2:利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務を行わない。

3:利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、調整事務を行う。